

NO. 660
平成28年(2016)
6/13(月)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課
〒100-2101
東京都小笠原村父島字西町
TEL 04998 (2) 3111
FAX 04998 (2) 3222

ホームページアドレス
<http://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

7月10日(日)は参議院議員選挙
の投票日です
＜母島は繰上投票7月9日(土)＞

【選挙日程】

《公示日》 6月22日(水)
《繰上投票日(母島)》 7月9日(土) 午前7時から午後8時まで
《投票日(父島)》 7月10日(日) 午前7時から午後8時まで
《開票日》 7月10日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】《父島》 小笠原村地域福祉センター 《母島》 母島村民会館

○投票所へは投票入場券を持参してください。
(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

最近、転入届を出された方や**18歳**になられた方へ、あなたは有権者でしょうか？

あなたの
生年月日は？ → 平成10年7月12日以降 → 投票できません
→ 平成10年7月11日以前

↓
小笠原村に住民登録
の届出をしたのは
いつですか？

→ 平成28年3月21日以前 → 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面をご覧ください)
→ 平成28年3月22日以降 → 小笠原村では投票できません(※)。

↓
(※)前住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行なうか、
前住所地の投票所での投票となります。

↓
前住所地から投票用紙を取り寄せて不在者投票を行う場合は、前住所地の選挙管理委員会あてに投票用紙
の請求が必要です。7月2日東京発のおがさわら丸で投票用紙が必ず届くようお早めに請求してくださ
い。なお、投票は7月5日(火)(※母島は、正午まで)までにお済ませください。

【期日前投票について】

投票日に用事などで投票できない方は、期日前投票をご利用ください。

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは投票所入場券を持参してください。

《投票の対象者》 期日前投票を行う日に小笠原村における選挙権を有している方で、かつ投票日当日に投票
できない事由がある方(宣誓書の提出が必要です。)

《期日前投票所の場所および投票期間》

父島：村役場 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時00分

母島：母島支所 6月23日(木)～7月8日(金) 午前8時30分～午後6時00分

【小笠原村以外の区市町村で不在者投票される方へ】

【投票用紙等の請求について】

早急に村役場総務課または母島支所で不在者投票の投票用紙の請求を行ってください。

遅くとも7月4日(月)午前中まで。

(所定の請求書に必要事項を記入して提出してください。)

郵送で請求される場合、7月2日(土)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。請求いただいた投票用紙は、滞在先に郵送されます。請求の時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

投票用紙がお手元に到着したら、本人が速やかに滞在先の市町村選挙管理委員会(指定病院※)に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。

不在者投票は、6月23日(木)から、行うことができます。

投票した投票用紙は、不在者投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村へ送致されます。次の船便に郵送で間に合うように余裕を持ってお済ませください。

7月8日(金)東京発のおがさわら丸

この便より後になりますと、投票用紙の到着が開票に間に合わず、投票が無効になってしまうことが見込まれますので、ご注意ください。

※指定病院について：入院されている病院が、不在者投票を行うことができる施設であることを所在地の選挙管理委員会が定めている病院のことをいいます。詳しくは入院されている病院にご確認ください。

【父島～母島間で、6月22日(水)以降 転居された方の投票について】

父島→母島へ転居された方：7月10日(日)の投票日に 父島 で投票となります。

(7月8日(金)までに母島において、期日前投票を行うこともできます。)

母島→父島へ転居された方：7月9日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。

(7月9日(土)までに父島において、期日前投票を行うこともできます。)

※ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます。 × = 期日前投票できません。)

	期 日 前 投 票 場 所	6月23日(木)～ 7月8日(金)	7月9日(土) (母島繰上投票日)
父島 → 母島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)	○	×
母島 → 父島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)	○	×

平成27年6月の改正公職選挙法が改正されるにより、選挙年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられます。今日の選挙改正後、初めての選挙になります。若い世代の皆さまも是非選挙にいきましょう！